平成２２年（フ）第６４号
高知県宿毛市平田町黒川4492番地２、住民票上の住所高知県宿毛市押ノ川305番地４
債務者　池ノ上英行
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第６５号
高知県四万十市安並1666番地６
債務者　福山美惠子（旧姓西森）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第６７号
高知県土佐清水市厚生町８番４号
債務者　井ノ上緑里
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第６９号
高知県土佐清水市宗呂丙1231番地
債務者　正谷　友樹
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１０３号
福島県西白河郡中島村大字滑津字背戸原西１番地45
債務者　木元富士子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
福島県白河市双石日向35番地
債務者　深谷　英一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１０８５号
神戸市北区菖蒲が丘１丁目12番地の２
債務者　金谷　利直
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０５号
神戸市灘区中原通５丁目２番７号、従前の住所神戸市灘区畑原通３丁目８番12―102号
債務者　林　　博美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２６号
神戸市東灘区御影塚町１丁目３番26号　那古の浦パークハイツ40Ｄ号、従前の住所神戸市東灘区御影本町３丁目３番７―102号
債務者　國寄　和美（旧姓福武）
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３６号
神戸市須磨区大池町４丁目１番31―712号、従前の住所神戸市須磨区寺田町３丁目１番３―304号
債務者　松平　政子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５８号
神戸市灘区中原通５丁目２番７号、従前の住所神戸市灘区畑原通３丁目８番12―102号
債務者　ヒサオ食品こと　林　　久男
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５９号
神戸市北区北五葉７丁目１番12―405号
債務者　明生検定こと　川内　美晴
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６４号
神戸市中央区脇浜町２丁目10番２号シルバーハウスこすも406号
債務者　奥村　　等
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４号
山口市小郡大江町２番16―203号　アドバンス21プレッソ新山口
債務者　大村　良子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
山口市秋穂東1070番地４、住民票上の住所山口県防府市伊佐江町28番66号
債務者　上原　　剛
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
山口県防府市鋳物師町５番26―201号　谷口ビル
債務者　山本　善和
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
山口県防府市伊佐江町13番28号　ルピナスＢ棟102号
債務者　國廣　信彦
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係